

成長力底上げ戦略（基本構想）－概要－

I. 基本的な姿勢

1. 「働く人全体」の底上げを目指す

- ・ 「成長力底上げ戦略」は、成長戦略の一環として、経済成長を下支えする基盤（人材能力、就労機会、中小企業）の向上を図ることにより、働く人全体の所得・生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防止。

2. 「機会の最大化」により「成長力の底上げ」を図る

- ・ 単に「結果平等」を目指すような格差是正策とは異なり、意欲のある人や企業が自らの向上に取り組める「機会（チャンス）」を最大限拡大。人材の労働市場への参加や生産性の向上を図ることで、他の成長戦略と相俟って、経済の活力を維持・向上させ、経済成長を高めていくことを目指す。

3. 3本の矢 －「人材投資」を中心に

【人材能力戦略】

- ・ 「職業能力を向上させようとしても、能力形成の機会に恵まれない人」への支援

【就労支援戦略】

- ・ 「公的扶助（福祉）を受けている人などで、経済的自立（就労）を目指していながら、その機会に恵まれない人」への支援

【中小企業底上げ戦略】

- ・ 「生産性向上を図るとともに、賃金の底上げをしようとしているが、その機会に恵まれない中小企業等」への支援

II. 戦略の基本構想

1. 人材能力戦略 －“能力発揮社会”の実現－

- ◎ 誰でもどこでも職業能力形成に参加でき、自らの能力を発揮できる社会を実現。

(1) 「職業能力形成システム」（通称「ジョブ・カード制度」）の構築

- ① 「職業能力形成プログラム」による実践的な職業訓練機会の提供
- ② 「ジョブ・カード（訓練参加状況や実績評価認定内容を記載）」を交付
- ③ プログラム参加者や参加企業等に対する経済的支援
- ④ 訓練参加の相談・準備から就労までの「キャリア・コンサルティング」の実施

(2) 大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築

- ① 大学・専門学校等における「実践型教育プログラム」の提供
- ② プログラム履修者に対し、履修証明書を交付するとともに、「ジョブ・カード」にも、その内容を記載。

(3) 官民共同推進組織の設置

- 「職業能力形成システム」及び「実践型教育システム」の平成20年度の本格実施に向け、官民からなる推進組織を設置するとともに、先行プロジェクトを実施。

2. 就労支援戦略 — 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定・実施—

- ◎ 「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、新たに策定する5か年計画に基づき、公的扶助（福祉）を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。

(1) 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定

- ① 母子家庭世帯、生活保護世帯、障害者等の就労移行に関する5年後の具体的な目標を設定し、実績を検証しながら計画を推進。
- ② 就労支援方策として、福祉（就労支援）及び雇用（受入促進）の両面にわたる総合的な取組を展開。19年度～21年度を集中戦略期間として施策展開。

(2) 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

- 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進。

3. 中小企業底上げ戦略 — 生産性向上と最低賃金引上げに向けた政策の一体運用—

- ◎ 中小企業等における生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるため、産業政策と雇用政策の一体的運用を行う。

(1) 「生産性向上と最低賃金引上げ」に関する合意形成

- 「成長力底上げ戦略推進円卓会議（仮称）」において、生産性向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引上げに関する政労使の合意形成。

(2) 「生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ

- ① 下請取引の適正化 — 生産性向上の成果を下請業者に適正に配分
- ② IT化・機械化・経営改善
- ③ 中小サービス業等に対するノウハウの移転や生産性向上投資への資金提供
- ④ 中小企業の人材能力の向上

(3) 最低賃金制度の充実

- ① 最低賃金の周知徹底
- ② 最低賃金法の改正（最低賃金額決定における生活保護との整合性の考慮や違反時の罰則強化等—改正法案を国会提出予定）
- ③ 最低賃金引上げに向けた産業政策と雇用政策の一体的運用。

4. 戦略の推進体制 — 官民一体となった推進体制を国・地方で構築—

(1) 戦略推進体制の整備

- ① 官民からなる「成長力底上げ戦略推進円卓会議（仮称）」を国と地方に設置。
- ② 「成長力底上げ戦略」を推進するための政府部内の体制づくりを行う。

(2) 戦略の進め方

- ① 原則として3年間に集中的な取組を行うものとする。19年度中は、本格実施の準備及び各施策を有効に組み合わせた先行的取組を展開。20年度から本格実施。22年度以降は実施状況を検証しながら施策展開。
- ② 官邸主導による雇用政策、社会保障政策、産業政策、文教政策の一体運用。

各母子家庭等就業・自立支援センターにおける事業の実施状況(平成16年度)

区分	No	都道府県	就業相談		就業支援講習会		就職実績	
			相談件数 (延べ件数)	支援割合 (%)	受講者数 (延べ件数)	支援割合 (%)	就職件数 (実数)	支援割合 (%)
都道府県	1	北海道	429	(1.22)	419	(1.19)	34	(0.10)
	2	青森県	148	(1.01)	2,606	(17.73)	5	(0.03)
	3	岩手県	282	(2.86)	187	(1.90)	21	(0.21)
	4	宮城県	98	(1.01)	105	(1.08)	16	(0.16)
	5	秋田県	4,226	(73.29)	218	(3.78)	261	(4.53)
	6	山形県	80	(1.18)	121	(1.78)	7	(0.10)
	7	福島県	434	(4.45)	122	(1.25)	13	(0.13)
	8	茨城県	-	(-)	50	(0.24)	-	(-)
	9	栃木県	545	(5.82)	690	(7.36)	48	(0.51)
	10	群馬県	131	(1.01)	38	(0.29)	6	(0.05)
	11	埼玉県	778	(2.40)	588	(1.81)	29	(0.09)
	12	千葉県	341	(1.39)	58	(0.24)	119	(0.48)
	13	東京都	164	(0.22)	189	(0.26)	6	(0.01)
	14	神奈川県	-	(-)	79	(0.50)	-	(-)
	15	新潟県	281	(3.26)	-	(-)	30	(0.35)
	16	富山県	387	(11.15)	863	(24.87)	71	(2.05)
	17	石川県	239	(6.22)	92	(2.39)	16	(0.42)
	18	福井県	229	(5.09)	165	(3.66)	31	(0.69)
	19	山梨県	-	(-)	45	(0.88)	-	(-)
	20	長野県	5,940	(55.90)	241	(2.27)	403	(3.79)
	21	岐阜県	84	(0.95)	236	(2.67)	4	(0.05)
	22	静岡県	870	(6.39)	119	(0.87)	57	(0.42)
	23	愛知県	1,589	(7.50)	177	(0.84)	108	(0.51)
	24	三重県	3	(0.02)	79	(0.64)	1	(0.01)
	25	滋賀県	323	(4.03)	30	(0.37)	59	(0.74)
	26	京都府	313	(3.97)	48	(0.61)	78	(0.99)
	27	大阪府	599	(1.32)	581	(1.28)	142	(0.31)
	28	兵庫県	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	29	奈良県	981	(13.61)	182	(2.53)	63	(0.87)
	30	和歌山県	-	(-)	37	(0.65)	-	(-)
	31	鳥取県	89	(1.92)	2,175	(46.91)	7	(0.15)
	32	島根県	171	(3.78)	123	(2.72)	9	(0.20)
	33	岡山県	134	(2.67)	69	(1.38)	17	(0.34)
	34	広島県	59	(0.72)	60	(0.73)	1	(0.01)
	35	山口県	54	(0.46)	113	(0.95)	10	(0.08)
	36	徳島県	63	(1.02)	174	(2.83)	3	(0.05)
	37	香川県	70	(1.38)	83	(1.64)	18	(0.36)
	38	愛媛県	15	(0.20)	82	(1.11)	2	(0.03)
	39	高知県	771	(21.49)	-	(-)	56	(1.56)
	40	福岡県	1,532	(6.02)	111	(0.44)	173	(0.68)
	41	佐賀県	147	(2.02)	40	(0.55)	24	(0.33)
	42	長崎県	-	(-)	167	(1.91)	-	(-)
	43	熊本県	520	(5.68)	190	(2.07)	76	(0.83)
	44	大分県	292	(4.95)	50	(0.85)	125	(2.12)
	45	宮崎県	280	(3.07)	103	(1.13)	45	(0.49)
	46	鹿児島県	134	(1.25)	60	(0.56)	20	(0.19)
	47	沖縄県	5	(0.02)	177	(0.87)	3	(0.01)

区分	No	指定都市 中核市	就業相談		就業支援講習会		就職実績	
			相談件数 (延べ件数)	支援割合 (%)	受講者数 (延べ件数)	支援割合 (%)	就職件数 (実数)	支援割合 (%)
政令指定都市	48	札幌市	2,669	(14.30)	563	(3.02)	147	(0.79)
	49	仙台市	93	(1.43)	124	(1.91)	18	(0.28)
	50	さいたま	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	51	千葉市	510	(9.26)	123	(2.23)	102	(1.85)
	52	横浜市	66	(0.37)	72	(0.40)	1	(0.01)
	53	川崎市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	54	静岡市	-	(-)	41	(0.26)	-	(-)
	55	名古屋市	229	(5.52)	352	(8.48)	14	(0.34)
	56	京都市	260	(2.16)	243	(2.02)	26	(0.22)
	57	大阪市	855	(2.99)	711	(2.49)	197	(0.69)
	58	神戸市	132	(1.07)	197	(1.60)	5	(0.04)
	59	広島市	622	(7.71)	251	(3.11)	46	(0.57)
	60	北九州市	482	(4.59)	61	(0.58)	28	(0.27)
	61	福岡市	273	(2.15)	192	(1.51)	75	(0.59)
	62	旭川市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	63	函館市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	64	秋田市	-	(-)	39	(1.69)	-	(-)
	65	郡山市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	66	いわき市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	67	宇都宮市	355	(10.61)	230	(6.87)	38	(1.14)
	68	川崎市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	69	船橋市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	70	横須賀市	-	(-)	4	(0.13)	-	(-)
	71	相模原市	-	(-)	3	(0.07)	-	(-)
	72	新潟市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	73	富山市	387	(19.54)	863	(43.56)	71	(3.58)
	74	金沢市	32	(1.18)	37	(1.37)	8	(0.30)
	75	長野市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	76	岐阜市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	77	浜松市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	78	豊橋市	22	(0.92)	33	(1.37)	3	(0.12)
	79	豊田市	8	(0.45)	9	(0.51)	0	(0.00)
	80	岡崎市	35	(1.96)	5	(0.28)	1	(0.06)
	81	堺市	231	(2.66)	280	(3.23)	56	(0.65)
	82	高槻市	42	(1.66)	24	(0.95)	6	(0.24)
	83	東大阪市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	84	姫路市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	85	奈良市	-	(-)	48	(1.62)	-	(-)
	86	和歌山市	-	(-)	20	(0.48)	-	(-)
	87	岡山市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	88	倉敷市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	89	福山市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	90	下関市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	91	高松市	16	(0.54)	7	(0.24)	4	(0.14)
	92	松山市	-	(-)	493	(8.86)	-	(-)
	93	高知市	771	(19.94)	-	(-)	56	(1.45)
	94	長崎市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
95	熊本市	16	(0.24)	32	(0.49)	0	(0.00)	
96	大分市	292	(7.43)	30	(0.76)	125	(3.18)	
97	宮崎市	-	(-)	107	(3.12)	-	(-)	
98	鹿児島市	157	(2.79)	988	(17.55)	7	(0.12)	
全国平均			(6.05)	(3.50)	(0.64)			

※本資料における支援割合とは、就業相談、就業支援講習会、就職件数の児童扶養手当受給者数(平成17年3月)に占める割合である。

母子家庭等就業・自立支援センター事業好事例

I 就業支援について

就業相談

○巡回職業相談を実施

県域が広範囲に及ぶことから、利用者のアクセスを容易にするため、巡回相談を実施。職業紹介の許可を取得しており、相談会場での求職者登録が可能となっている。(福島県、島根県)

○求人開拓を民間派遣会社に委託して実施

ミスマッチを解消するため、求職者が希望する仕事の求人開拓を、民間派遣会社に委託して実施。就職率のアップにつながっている。(新潟県、静岡県ほか)

就業支援講習会

○講習会を週末に実施するとともに、託児室を確保

就業支援講習会を土日に開催し、仕事などで平日では都合がつかない受講者に配慮。また、会場に、託児室を設置し、乳幼児連れの受講者に配慮。(山梨県)

○就労意欲を引き出すための講演会を企画・実施

- ・就労に対する意欲を引き出すため、現在のみならず、5年後、10年後に必要なマネープラン(ライフプラン)に関する講演会を実施。(船橋市)
- ・適職発見セミナーを、県、指定都市、中核市で共同開催し、効率的な事業を実施(神奈川県等)

○ヘルパー講習会を社会福祉法人等に委託

- ・ホームヘルパー講習会の実施を委託した施設から、実習態度が良好な受講生を採用したいという申し出があった。講習会が知識や技能を身につける場所だけでなく、優れた人材を発掘できる場所にもなっている。(青森県、熊本県、宮崎市)
- ・ホームヘルパー講習会を母子家庭の母の自立に理解のある社会福祉法人に委託することで、高い就職率を実現(横浜市)

その他

○求人企業の実地見学の実施

- (1)フォークリフト乗務作業など危険な作業を伴う求人については、紹介前に必要に応じて作業の実際や安全確認を行うため、実地見学を実施。こうした取り組みにより、相談者に対して、自分の目で確かめた情報に基づく、適切な職業紹介が可能となっている。(大阪府)
- (2)事業所内に医師が常駐するなど求人票に記載されていない福利厚生面の充実など紹介に当たって参考となる情報が収集できる。こうした情報が、求職者にとって応募してみようという動機付けになっている。(大阪府)

○助成金制度を紹介し更なる雇用意欲を誘因

求人を受理した時、求人開拓のため事業所を訪問した時に、特定求職者雇用開発助成金制度を紹介することで、事業主の雇用意欲を引き出している。(大阪府)

個別事例

<事例1>

○ポイント

離婚直後の激変期に、センターに相談しながら順を追って本人がひとつずつ問題を解決し、資格取得後就職が決定したケース。（福島県）

○概要

- ・本人（26歳）と子ども（1歳）の2人世帯。
- ・離婚届を役所に提出した当日、センターに来所。
- ・子どもが病気になった時など、子育てと仕事の両立に不安を抱えていたが、子どもの保育所については、比較的空きのある地域であったため、速やかに確保することができた。仕事については、実家が美容業を営んでいることもあり、美容師にも関心があったが、学費や就職までの期間を考えて断念。福祉分野にも関心があったため、ホームヘルパーの職業訓練を受講。訓練カリキュラムをこなすごとに、福祉の分野で働きたいという思いを強く持つようになった。その結果、センターが紹介した福祉分野の事業所から内定をもらうことができた。

<事例2>

○ポイント

夫とその家族から言葉のDVを受け心理的に追い詰められ離婚し、「就職支援セミナー」で自身の体験を話すことなどにより自分らしさを取り戻し、就職が決定したケース（京都府）

○概要

- ・本人（27歳）と子ども1歳の2人世帯。
- ・「就職支援セミナー」のワークショップで自身の体験を話したこと、講師からの確かなアドバイスを受けたことにより、自分らしさを取り戻す。
- ・準備講習付き職業訓練でIT会計科講座を受講し、訓練終了間際から就職活動を開始。
- ・地域の民生委員の協力を得ることにより、子どもの保育所を確保。公的機関の臨時職員に採用され、勤務態度の評価も良く、契約期間も延長となる。同時に、スキルアップを図るとともに、正社員としての転職を目指し、センターから求人情報を受けるなど積極的な就職活動を続けている。
- ・センターを拠点とした交流会の立ち上げに、連絡係として積極的に携わっている。

<事例3>

○ポイント

本人のねばり強い求職活動と個別求人開拓で、希望職種（薬局事務）に転職したケース。（大分県）

○概要

- ・本人（34歳）と子ども（7歳と5歳）の3人世帯。
- ・一般事務（パート）から薬局事務（正社員）への転職を希望。就業時間が合わないケースが多く、これまでの職業経験を活かして、一般事務への転職を勧めたものの、本人の意志は固く、個別求人開拓を継続。その結果、転職まで1年8か月の期間という長い期間を要したが、本人のねばり強い求職活動と個別求人開拓が効を奏し、薬局事務（正社員）に転職。

II 養育費に関する特別相談の取組例について

○事業PR

- 福祉事務所や関係機関のほか、公営住宅やスーパー、公民館に特別相談のチラシを設置してもらい、事業をPRしている。(山形県)
- 離婚前の相談に来所した人に法律相談のリーフレットや養育費に関するパンフレットを渡している。また、17年度末からメールマガジン(ひとり親家庭の携帯やパソコンへの情報発信)を利用して、法律相談、養育費講習会等の情報を提供している。(島根県)

○研修等

- 各福祉事務所の母子自立支援員等に対し、養育費に関する知識の取得やキャリアカウンセリング技術の習得など、相談業務に関する対応力向上と併せて相談機能の強化・拡充を図るため「生活自立相談事例検討会」を開催している。事例検討に当たっては、アドバイザーに弁護士を招き、対応に苦慮した相談事例等に対するアドバイスを受ける。あわせて、弁護士による養育費に関する法律的な基礎知識の習得に関する研修を実施するなどにより、養育費についての相談機能充実を図っている。(栃木県)

○特別相談の実施体制

- 相談者にとってタイムリーに相談ができるようにするために弁護士事務所において30分無料法律相談を実施。(秋田県)
- 弁護士による無料法律相談を毎月1回(年12回)土曜日に開催しているので、就労中の方にも受けていただきやすくなっている。(奈良県)
- 当県は、東西に細長いため、利用者の経済的な負担や利便性を考慮し、法律相談事業を県の東西2カ所で開催している。(島根県)
- 市民課と連携し、離婚届を受理後に子ども課に行き相談するように指導している。(宮崎市)

○センター相談員等の支援

- 相談は、本人からセンター相談員等が受付し、弁護士との連絡調整はセンターが行う。必要に応じてセンター相談員等が同行し、一緒に相談をうけることで相談が整理され、弁護士のアドバイスをきちんと伝えることができる。(秋田県)
- 長年女性問題を専門に活動し、母子家庭の問題に理解のある弁護士による法律相談を実施しているが、弁護士を前に的確に説明をできないケースも多いので、事前に相談員が聞き取りを行い、法律相談につなぐのが適切か、他の支援策を案内するのが適切かの選別を行い、法律相談が必要な場合は、問題を整理し、課題を明確にした上で実施している。
また、養育費の取り決めや、支払い請求については、手続きに関する助言、指導以前に母子家庭の母があきらめてしまうケースも多いため、法律的な助言にとどまらず、励ましながらの指導、助言を行っている。(埼玉県)
- 母子福祉資金の修学資金等の相談時に養育費のことを説明することにより、貸付に至らず、養育費の取得により修学費用が工面できたケースがある。(奈良県)
- 養育費の取り決めについては、離婚時に覚書にて取り決めをしているケースが多々あり、受取に困難をきたしているため、協議離婚の場合は、公正証書を必ず作成するように指導している。(熊本県)

(資料4)

母子自立支援プログラム策定件数実績 (平成18年4月～12月)

都道府県・指定都市			中核市			一般市		
1	北海道	3	62	旭川市	—	100	足利市	8
2	青森県	35	63	函館市	—	101	栃木市	11
3	岩手県	16	64	青森市	0	102	佐野市	6
4	宮城県	—	65	秋田市	—	103	鹿沼市	15
5	秋田県	—	66	郡山市	—	104	日光市	26
6	山形県	—	67	いわき市	0	105	太田原市	6
7	福島県	30	68	宇都宮市	43	106	那須塩原市	21
8	茨城県	—	69	川越市	—	107	佐倉市	4
9	栃木県	38	70	船橋市	—	108	那須烏山市	8
10	群馬県	9	71	横須賀市	—	109	下野市	2
11	埼玉県	3	72	相模原市	4	110	桐生市	0
12	千葉県	—	73	新潟市	—	111	太田市	2
13	東京都	—	74	富山市	—	112	港区	73
14	神奈川県	—	75	金沢市	—	113	杉並区	122
15	新潟県	—	76	長野市	—	114	荒川区	26
16	富山県	2	77	岐阜市	—	115	魚津市	0
17	石川県	86	78	浜松市	—	116	黒部市	0
18	福井県	3	79	豊橋市	—	117	砺波市	2
19	山梨県	31	80	豊田市	—	118	南砺市	2
20	長野県	—	81	岡崎市	—	119	小松市	112
21	岐阜県	—	82	堺市	10	120	加賀市	4
22	静岡県	—	83	高槻市	—	121	富士吉田市	3
23	愛知県	3	84	東大阪市	—	122	南アルプス市	11
24	三重県	—	85	姫路市	2	123	上野原市	5
25	滋賀県	—	86	奈良市	—	124	犬山市	0
26	京都府	—	87	和歌山市	—	125	知多市	2
27	大阪府	—	88	岡山市	—	126	福知山市	5
28	兵庫県	—	89	倉敷市	—	127	岸和田市	31
29	奈良県	50	90	福山市	0	128	泉大津市	53
30	和歌山県	—	91	下関市	27	129	貝塚市	73
31	鳥取県	8	92	高松市	—	130	泉佐野市	0
32	島根県	—	93	松山市	—	131	河内長野市	0
33	岡山県	4	94	高知市	—	132	柏原市	42
34	広島県	0	95	長崎市	—	133	羽曳野市	16
35	山口県	4	96	熊本市	0	134	泉南市	33
36	徳島県	47	97	大分市	—	135	四条畷市	31
37	香川県	—	98	宮崎市	—	136	橿原市	17
38	愛媛県	—	99	鹿児島市	—	137	五條市	23
39	高知県	—				138	香芝市	7
40	福岡県	17				139	浜田市	0
41	佐賀県	61				140	美作市	0
42	長崎県	89				141	三次市	1
43	熊本県	—				142	山陽小野田市	2
44	大分県	6				143	嬉野市	2
45	宮崎県	—				144	沖縄市	0
46	鹿児島県	—					合計	2,402
47	沖縄県	35						
48	札幌市	9						
49	仙台市	56						
50	さいたま市	114						
51	千葉市	13						
52	横浜市	160						
53	川崎市	58						
54	静岡市	12						
55	名古屋市	5						
56	京都市	49						
57	大阪市	359						
58	神戸市	41						
59	広島市	—						
60	北九州市	53						
61	福岡市	—						

※1 都道府県、指定都市、中核市の「—」は、事業未実施の自治体である。

※2 一般市については、事業実施自治体のみ掲載。

※3 プログラム策定件数が「0」の自治体の中には、平成19年1月から事業を開始している自治体も含まれている。